

議会運営委員会

日時：令和7年3月12日（水）

午後1時30分～

場所：本館3階 議場

事 件

1) 令和7年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

2) その他

令和7年3月熊取町議会定例会議事日程（案）

令和7年3月27日（木）午前10時開議

日程第1	議案第3号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	総務
日程第2	議案第4号	一般職職員給与条例の一部を改正する条例	総務
日程第3	議案第5号	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	総務
日程第4	議案第6号	勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例	総務
日程第5	議案第7号	育児休業条例の一部を改正する条例	総務
日程第6	議案第8号	熊取町いじめ問題再調査委員会条例	総務
日程第7	議案第11号	小学校プール使用条例を廃止する条例	総務
日程第8	議案第14号	令和6年度熊取町一般会計補正予算（第9号）	総務
日程第9	議案第9号	子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例	事業
日程第10	議案第10号	下水道条例の一部を改正する条例	事業
日程第11	議案第12号	町道路線認定及び廃止について	事業
日程第12	議案第13号	町道路線認定について	事業
日程第13	議案第15号	令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	事業
日程第14	議案第16号	令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	事業
日程第15	議案第17号	令和6年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）	事業
日程第16	議案第18号	令和7年度熊取町一般会計予算	予算
日程第17	議案第19号	令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算	予算
日程第18	議案第20号	令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算	予算
日程第19	議案第21号	令和7年度熊取町介護保険特別会計予算	予算
日程第20	議案第22号	令和7年度熊取町墓地事業特別会計予算	予算
日程第21	議案第23号	令和7年度熊取町下水道事業会計予算	予算

追加議事日程（案）

- 日程第1 委員会提出議案 熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
第1号
- 日程第2 議員提出議案
第 号
- 日程第3 議員提出議案
第 号
- 日程第4 議員提出議案
第 号
- 日程第5 議員提出議案
第 号
- 日程第6 議員提出議案
第 号
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

(案)

委員会提出議案第 号

熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会議事規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 27 日提出

議会運営委員会

委員長 坂上昌史

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることからこの条例案を提出するものです。

熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊取町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11から13まで (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下</u>_____「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11から13まで (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び</u></p>

_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項から第12条第2項第1号まで (略)

第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定
------------	---------------------------------	--

第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項から第12条第2項第1号まで (略)

第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定
------------	---------------------------------	---

	個人情報ファイルをい う。)に記録されてい るとき
(以下略)	
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	
<p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イからキまで (略)</p>	

	個人情報ファイルをい う。)に記録されてい るとき
(以下略)	
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	
<p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下_____「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生_____に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イからキまで (略)</p>	

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下__

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下こ

_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下_____「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下_____「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であ

の章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であ

るものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議
会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条
において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容
易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の
特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利
便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

るものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議
会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条
において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容
易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の
特定_____その他開示請求等をしようとする者の利
便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

意見書一覧

1 意見書等

- 1) 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）
（令和7年2月25日受付、R06熊議第000181-11号）

- 2) 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）
（令和7年2月25日受付、R06熊議第000181-12号）

- 3) 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）
（令和7年2月25日受付、R06熊議第000181-13号）

- 4) PFAS（有機フッ素化合物）への対策の強化を求める意見書（案）
（令和7年2月25日受付、R06熊議第000181-14号）

- 5) 高額療養費制度の負担限度額引き上げの中止を求める意見書（案）
（令和7年2月25日受付、R06熊議第000181-15号）

衆議院議長	額賀 福志郎	殿
参議院議長	関口 昌一	殿
内閣総理大臣	石破 茂	殿
法務大臣	鈴木 馨祐	殿
厚生労働大臣	福岡 資麿	殿

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書(案)

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
2. 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
3. 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上

地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年3月 日

衆議院議長 額賀 福志郎 殿
参議院議長 関口 昌一 殿
内閣総理大臣 石破 茂 殿
総務大臣 村上 誠一郎 殿

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書(案)

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満25歳以上、また参議院議員については満30歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和43年12月4日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢および選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役役に就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することが出来るにも拘らず、被選挙権年齢は満25歳以上となっている。

一方でOECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満18歳以上が23か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院の様に25歳以上というのは、5か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳以上と統一している国も過半数を超えている。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の3分の1を超える34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されている。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められている。

よって政府においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満18歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬のあり方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援のあり方等について、抜本的な改革を行うことを要望する。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年3月 日

衆議院議長 額賀 福志郎 殿
参議院議長 関口 昌一 殿
内閣総理大臣 石破 茂 殿
法務大臣 鈴木 馨祐 殿

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書(案)

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上っている。名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

その後、最高裁では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところである。

そのようななか、令和6年6月、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言。同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼしているものであることを示している。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐっては、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

国におかれては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立をはかりつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年3月 日

PFAS（有機フッ素化合物）への対策の強化を求める意見書（案）

PFAS（有機フッ素化合物）の一つであるPFOSやPFOAについては、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象とされ、2023年12月1日には世界保健機関（WHO）の国際がん研究機関（IARC）がPFOAの発がん性分類を「可能性はある」から2段階引き上げ「発がん性がある」とし、PFOSは「可能性はある」とするなど、その有害性が指摘されている。

国においては、2023年7月にPFASに関する対応方針をとりまとめ、PFOSやPFOA等に関する環境モニタリングの強化などに取り組むこととしているが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、いまだ確定的な知見がないため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められている。一方、これまでに国内各地で水質管理の暫定目標値である50ナノグラムパーリットルを超える高濃度のPFOS及びPFOAが検出されており、健康被害や農水産物への風評被害が引き起こされる不安が高まっている。

よって本町議会は国に対し、人体及び環境に及ぼす影響の調査・分析及び情報提供に早急に取り組まれるよう、下記の項目の実施を求めるものである。

記

1. 排出源特定のための調査や汚染の拡散防止対策について、具体的な方法を示すこと。
2. 農産物への蓄積及びそれを介した人への影響を明らかにし、必要な対策等について、具体的な方法を示すこと。
3. 自治体を実施する河川等の独自水質調査や検査並びに対策などについて、情報提供や助言などを行うと共に、財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

大阪府泉南郡熊取町議会

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣
国土交通大臣

高額療養費制度の負担限度額引き上げの中止を求める意見書（案）

医療費の過度な負担を減らすため窓口負担に上限が設けられている高額療養費制度は、がんをはじめとする命に関わる疾患で治療を受け、高額な医療費を支払う患者とその家族にとっては、まさに命綱と言える大切な制度である。

ところが、同制度について、厚労省は、今年8月から段階的に大幅な引き上げを検討している。

同制度を利用している患者とその家族にとっては大きな影響を与えるものである。

全国がん患者団体連合会（全がん連）からは、「長期にわたり継続して治療を受けるがん患者の負担が増えれば、患者は治療を諦めてしまいかねない。」「30代前後のがん患者の中には限度額まで使い、負担が重なり、治療を諦め、自分の子どもが大人になるまでの服を用意して亡くなった人もいる」「離島の患者が大都市圏の病院で治療を受けるため、旅費など経済的負担は大きい。地方の患者を見殺しにしないで」など痛切な声が届いている。

窓口負担の上限額を引き上げれば、セーフティネットとしての同制度の役割が果たせなくなる。病で苦しい思いをしている患者にこのような仕打ちをしてはならない。

よって本町議会は国に対し、同制度の負担限度額引き上げは行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

令和7年3月 日

大阪府泉南郡熊取町議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

(案)

R06 熊議委第 000005-003 号
令和 7 年 3 月 2 7 日

熊取町議会議長 河合 弘樹 様

議会運営委員会
委員長 坂上 昌史

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を必要とするものと決定したので、議会会議規則第 7 4 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項
2. 理 由 上記事項について本委員会が閉会中もなお継続して調査する必要があるため
3. 調査期間 令和 7 年 3 月定例会閉会から令和 7 年 6 月定例会開会まで